第　57　回

大阪市都市景観委員会

議　事　録

日　　時	令和元年１０月３０日（水） 午後２時００分
場　　所	大阪市役所　屋上階（Ｐ１）　共通会議室

大阪市都市景観委員会（第５７回）

１．開催日時　　令和元年１０月３０日（水）午後２時００分～午後３時４０分

２．開催場所　　大阪市役所　屋上階（Ｐ１）　共通会議室

３．出 席 者

（１）委　　員（敬称略）

委　員　長	橋　　爪	紳　　也	
委員長代理	嘉　　名	光　　市	
委　　員	岡　　田	昌　　彰	
	加　　我	宏　　之	
	小　　谷	真　　理	
	長　　町	志　　穂	
	福　　原	和　　則	
	松　　岡		聡

（２）府　　側	谷　　田	建築指導室建築企画課長補佐
（３）市　　側	利　　岡	建設局総務部管理課長代理
	正　　垣	建設局企画部企画課長
	合　　田	建設局公園緑化部長
	阿　　部	都市整備局企画部長
	友　　田	港湾局営業推進室開発調整課長
	櫻　　井	教育委員会事務局総務部 文化財保護課主任学芸員
事務局（都市計画局）	角　　田	都市計画局長
	寺　　本	計画部長
	泉	計画部都市景観担当課長
	杉　　山	計画部都市景観担当課長代理
	菅　　野	計画部都市計画課　担当係長
	大　　中	計画部都市計画課　担当係員

４．会議次第

１　開　　会

２　議　　題

（１）　景観計画の変更素案について

（２）　都市景観資源の登録候補案について

（３）　地域景観づくり推進団体の認定について

（４）　その他

３　閉　　会

〔配付資料〕

議題（１）関係　景観計画の変更素案について

○資料１－１　大阪市景観計画の変更概要

○別添　新技術に対応した景観協議の枠組みについて（概要）　※

参考資料１－１　景観施策の体系等（変更点）　※

参考資料１－２　眺望景観・夜間景観の形成方針・基準（案）

○資料１－２　景観計画の変更素案

議題（２）関係　都市景観資源の登録候補案について

○資料２　都市景観資源の審議結果について　※

参考資料２　都市景観資源の登録について　※

議題（３）関係　地域景観づくり推進団体の認定について

○資料３－１　地域景観づくり推進団体の認定請求の概要

○資料３－２　地域景観づくり推進団体の認定

○資料３－３　道修町まちづくり協議会規約

参考資料３－１　地域景観づくり推進団体認定請求書　※

参考資料３－２　地域景観づくり協定制度

議題（４）関係　その他

○資料４－１　地域景観づくりアドバイザーの派遣

参考資料４　地域景観づくりアドバイザー派遣申請書　※

○資料４－２　各部会の開催状況

○資料４－３　今後の予定　　（※）委員限り資料

５．議事の概要

○事務局（杉山）

定刻となりましたので、ただいまから第５７回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

まず、傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力お願いします。

本日の都市景観委員会には、委員１１名中、８名の方に出席をいただいております。関西大学の岡委員、大阪大学の加賀委員、近畿大学の藤田委員につきましては、本日は都合が合わずご欠席でございます。近畿大学の松岡委員については所用のため、遅れての出席となります。

それでは本委員会に開会に当たりまして、都市計画局長、角田から一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○事務局（角田）

都市計画局長の角田でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

私は、２年前に計画部長をやらせていただいたときに、景観計画の策定で、委員の方々に大変お世話になりまして、また再び２年後に戻ってまいりました。同計画の改定ということで、非常に考え深いものをもっておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市ではご承知のとおり、大阪・関西の発展に貢献するということで、一つのテーマは持続的で活力にあふれたまちづくりと、それともう一つ大事なポイントとして、質の高い都市空間をどう創っていくかという二点で、都市格をどう上げていくかという観点から、まちづくりを進めているところであります。

また一方でご承知のとおり、万博が決定したということで、特に臨海部につきまして、推進していくとともに、それに関連するように都心を中心に、非常に多くのプロジェクトが立ち上がってまいりまして、ある意味、いい意味でのまちづくりの機運の高まりも感じているところでございますが、こういったときこそ景観というものの重要性が非常に高ま

るのではないかなと思っています。そのための施策をできるだけ早いうちから打っていくという意味では、今回の改定は、新しい技術に対応することや、２年前に積み残してしまいました眺望・夜間景観のことも、今回ご議論いただいているということで、非常にありがたいと思ってございます。

本日の委員会では繰り返しでございますが、「眺望景観及び夜間景観の形成」ということをどう図るかということを目的に、きめ細やかな景観誘導を行えるよう基準等を充実させた景観計画の変更素案をご議論いただきたいと思っております。

その中で、「眺望景観及び夜間景観の形成」につきましては、振り返りますと平成２８年３月に都市景観委員会からいただいた答申で、取組の必要性を提言いただいたわけでございます。検討に当たりましては、平成２９年１０月に新たに委員会の中に「景観形成推進方策検討部会」を設置して、これまで計９回の部会においてご検討いただき、昨年度末に取りまとめていただきました、「眺望景観及び夜間景観のあり方」の提言をはじめ、ベイエリアや、あるいは非常に観光でにぎわっております大阪城及び中之島の視点場を、景観読本に公表することができたところでございます。

本日のご議論を踏まえまして、パブコメや都市計画審議会の意見聴取といった手続を今年度末を目途に、進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様方にもお力添えを賜りますよう、何とぞよろしくお願い申しあげます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（杉山）

ありがとうございました。

それでは議事に入る前に、配付資料の確認をお願いいたします。

資料一番上でございますが、「議事次第」「委員名簿」「配席図」でございます。以降、議題ごとに資料をクリップどめにしてお配りしております。

まず議題（１）の資料でございます。

資料１－１「大阪市景観計画の変更概要」、そして同資料の別添として「新技術に対応した景観協議の枠組みについて（概要）」、続きまして、参考資料１－１「景観施策の体系等（変更点）」、こちらＡ３横の資料でございます。

そして、参考資料１－２「眺望景観・夜間景観の形成方針・基準（案）」、こちらＡ４横の資料でございます。最後に、資料１－２「大阪市景観計画変更素案」、こちらＡ４縦の資料でございます。

続きまして、議題（２）の資料としまして、資料２「都市景観資源の審議結果について」、Ａ４資料、続きまして、参考資料２「都市景観資源の登録について」、以上でございます。

続きまして、議題（３）の資料でございます。

こちらは、資料３－１「地域景観づくり推進団体の認定請求の概要」、資料３－２「当団体の認定」、資料３－３「道修町まちづくり協議会規約」、そして、参考資料３－１「地域景観づくり推進団体認定請求書」、参考資料３－２「地域景観づくり協定制度」、以上でございます。

最後に議題（４）その他の資料でございます。まず、地域景観づくり協定制度の関係資料として、資料４－１「地域景観づくりアドバイザーの派遣」、Ａ４横の資料でございます。そして、参考資料４がＡ４縦で、「同アドバイザー派遣申請書（案）」でございます。各部会の報告資料として、資料４－２「開催状況」、Ａ４横の資料でございます。最後が、資料４－３「今後の予定」をお配りしております。

そのほか、卓上には、「都市景観委員会資料綴」、こちらの青色のファイルを準備しております。

以上でございます。

不足がございましたら審議中でも構いませんので、事務局までお申しつけください。

なお、次第で【配付資料】中、※印をつけております資料については、委員限り資料とし、傍聴の方へは配付しておりませんのでご了承ください。

それでは、これからの議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

橋爪でございます。よろしくお願いいたします。

本日の委員会ですが、景観計画の変更素案をはじめ、都市景観資源の登録候補案、地域景観づくり推進団体の認定及びその他の事項と、議題が４件ございます。内容は多岐にわたりますが、活発なご審議をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、当委員会におきましては、運営要綱第３条第３項の規定により議事録署名人を指名することになっております。名簿順ということで毎回お願いしておりますが、今回は、本日出席いただいております加我委員と小谷委員の二人にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

議題（１）景観計画の変更素案について説明をお願いいたします。

○事務局（泉）

それでは議題（１）景観計画の変更素案につきまして、都市景観担当課長の泉より説明します。

まずＡ３資料１－１「大阪市景観計画の変更概要」をご覧ください。

今回の変更は、前回３月の都市景観委員会で賜りました、大阪らしい眺望景観及び夜間景観の形成に向けた提言を受けて実施するものでございます。

２０２５年に開催されます大阪・関西万博や御堂筋での空間再編事業、ＬＥＤといった照明技術の急速な進歩などを背景としまして、大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会と捉え、現状の景観計画を軸に眺望及び夜間景観の形成方針や基準を充実し、市内各所に新たな「名所」を創出することで、市民のシビックプライドの醸成を図り、より優れた景観を創りだし、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを目的に変更を行います。

主な景観計画の変更点としましては４点ございます。

１点目としまして、「大阪を代表するエリアを対象にした眺望景観・夜間景観形成の誘導」でございます。古くから市民が誇りとする魅力的な眺めが生み出された大阪城公園周辺及び中之島、また大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会を有したベイエリアにおいて、景観読本に示した主要な視点場からの眺望・夜間景観を重点的に誘導します。誘導にあたりましては、大阪らしい「眺望景観の典型的な３つの眺め」や「夜間景観の典型的な４つのあかり」に沿って、景観形成方針や基準の充実を図ります。

「眺望景観の典型的な３つの眺め」としまして、まず「見渡す眺め」がございます。プロジェクターに映し出されております写真は、「中之島の見渡す眺め」でございます。

次に御堂筋など、道路景観や河川景観で形成される「見通す眺め」でございます。

３つ目が大阪城天守閣など「ランドマークへの眺め」です。

続いて、「夜間景観の典型的な４つのあかり」としまして、まず、「俯瞰するあかり」がございます。こちらの写真は天満橋のＯＭＭビルの高層階から中之島を俯瞰した夜景でございます。

次に、「水辺のあかり」としまして、中之島の土佐堀川の夜景です。

３つ目が「界隈のあかり」の事例としまして、三休橋筋の夜景でございます。

最後に４つ目、「個のあかり」の事例として、中央公会堂のライトアップがございま

す。

続いて、それぞれのエリアにおいて、どのように眺望景観・夜間景観形成の誘導を行っていくかについて説明します。

まず、大阪城公園周辺におきましては、大阪の象徴的な眺望・夜間景観の創出をめざします。

新たに「大阪城景観配慮ゾーン」を設定します。資料右側のＡ、緑色の大阪城天守閣を中心に概ね１キロの範囲を目安に地形地物で区切った大阪城公園周辺のエリアを対象とします。

「大阪城景観配慮ゾーン」では、大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、事業の対象となる建築物の外壁、色彩、広告物を含む付属設備及び植栽基準を充実します。また、大阪城天守閣を際立たせ、象徴的な夜景を創り出せるよう、夜間景観基準についても充実します。

ベイエリアでは、港らしい眺望・夜間景観の創出をめざします。具体的には、地図上に紫色で塗っています既存の「臨海景観形成区域」を対象とします。

ランドマークとなる大規模建築物による魅力的なシルエットや周囲の建築物や眺望を意識したスカイラインの形成を創出するよう、建築物の外壁及び広告物を含む付属設備の基準を充実していきます。また、水面への映り込みを意識した大規模建築物等による港らしい夜間景観を創出するよう夜間景観基準を充実します。

次に、中之島を中心としたエリアにおきましては、水辺の印象的な顔づくりなど、水辺の魅力を高める眺望・夜間景観の創出をめざします。

具体的には、地図上に黄色で塗っている既存の河川景観配慮ゾーンを対象とします。

中之島の河川景観配慮ゾーンでは、水辺側に建築物のファサードを向けるなど、水辺の魅力を高める眺望景観を創出するよう、配置、１階部の形態、外壁、色彩、広告物を含む付属設備及び植栽基準を充実します。

また、地図上で黄色及び赤色で塗っております大川から安治川までの河川景観配慮ゾーンを対象に水面への映り込みに配慮した照明を施すなど、水辺の魅力を高める夜間景観を形成するよう、夜間景観基準を充実します。

２点目の変更点としまして、大規模面的整備における眺望景観・夜間景観形成の充実がございます。計画の初期の段階で、眺望・夜間景観形成の観点を踏まえた検討書の作成を事業者に求め、地域のランドマークとなるよう、効果的に誘導を図ります。

３点目は「新技術に対応した景観協議の枠組みづくり」でございます。

メディアファサードやプロジェクションマッピングなど、新たな技術に対応するための景観協議の枠組みを新たに設け、周辺との調和に加え、創造的な景観を誘導します。

最後に、４点目としまして、「大阪市景観読本の充実」です。

景観形成方針や基準を事業者などにわかりやすく解説するため、景観配慮のための具体的な工夫の事例とともに、ライトアップの方法といった夜間景観ガイドラインを示すなど、景観読本の充実を図ります。

続きまして、次の資料、右肩に別添とございます「新技術に対応した景観協議の枠組みについて」をご覧ください。

大阪らしい夜間景観形成を図るためには、現行の景観施策で求める「周辺との調和」を基本としつつ、デザイン性に優れたものを受け入れる仕組みが必要となります。

今回の景観計画では、人目をひき、存在を際立たせるようなファサードデザインについて、周辺との調和に加えて、創造的な景観を誘導すべく、メディアファサード等を対象に景観協議の枠組みを設けています。

景観計画の変更後、新たな要綱を整備していくなど、景観協議の枠組みを構築してまいります。

現段階で検討している対象範囲は、資料右上の地図にございますように、国道２号地区を除く重点届出区域と大規模面的整備検討地区になります。

対象となる行為は、メディアファサード、広告を含まないプロジェクションマッピング、建築物のラッピングとします。

メディアファサードとは、建築物の表面等にＬＥＤなどの光源を設置し、色や明るさに変化をもたせることで、動的な変化や映像を創り出す照明演出のことをいい、建物の壁自体を演出媒体として活用する行為でございます。

広告を含まないプロジェクションマッピングとは、大型のデジタルプロジェクターを使用した広告を含まない映像を、建築物の壁面等に投影する行為でございます。

建築物のラッピングとは、イベント等の実施期間において、シート等により掲出される建築物の外壁を変更する行為でございます。

また、今後、整備する要綱に、前提条件、設置位置、周辺への影響を抑えるための基準、表現基準などを盛り込んでいく予定でございます。

次の資料をごらんください。

右肩に参考資料１－１とございます、「景観施策の体系等」をご覧ください。

今回の景観計画の変更に伴い、景観施策の体系がどのようにかわるかをＡ３、１枚でとりまとめた資料になります。

左上の１に、現在の景観施策体系をとりまとめております。

真ん中の列の上、２に「景観法を活用した景観形成の枠組み」において、破線で囲んだ部分、①建築物等の景観誘導における「区域・地区ごとの景観形成の方針」「景観形成基準」及び「広告物基準」を変更し、右側の段に示す大阪を代表するエリアを対象にした眺望景観・夜間景観形成の誘導をめざしていきます。

真ん中の列の下、３の「本市独自の景観形成の枠組み」では、破線で囲んだ部分「①大規模な面的開発に合わせた景観誘導」の見直しにより、眺望景観・夜間景観形成の充実を図ります。

「④専門家に対してアドバイスを求める仕組み」の充実により、新技術に対応した景観協議の枠組みを構築します。

「大阪市景観読本を活用した景観誘導」につきましては、景観読本の充実を図ります。

資料の裏面をご覧ください。

こちらは、景観計画のそれぞれの項目のどの部分が変更となるかを俯瞰的にとりまとめました資料でございます。

景観形成の目標は、現行の「市の風格を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい景観をつくる」を継承していきます。

景観形成基本方針では「都市のイメージを高める印象的な顔づくり」など、眺望景観・夜間景観の観点を追加し、内容の充実を図ります。

景観形成方針・基準については、区域別に見直し・追加を行っております。

例えば、新たに「大阪城景観配慮ゾーン」を新規追加し、眺望・夜間景観形成方針・基準を追加します。

御堂筋をはじめとする重点届出区域につきましては、景観計画をはじめとした美観誘導などの観点から、景観関連施策を積み重ねてきた結果、良好な景観形成や社会的認知が進んでいるとして、重点的な景観形成を展開するエリアでございます。重点届出区域につきましては、「道路景観配慮ゾーン」における眺望・夜間景観形成方針の追加、基準の見直し・追加を行います。

「河川景観配慮ゾーン」におきましては、眺望・夜間景観形成方針及び基準を追加しま

す。

また、メディアファサード関連では景観形成基準を追加します。

続きまして、参考資料１－２をご覧ください。

大阪城景観配慮ゾーン、臨海景観形成区域、河川景観配慮ゾーンで、眺望景観・夜間景観の観点で景観形成方針や景観形成基準がどのように見直し・追加されたか分かるように整理した資料でございます。

例えば、大阪城景観配慮ゾーンの景観形成方針では、「大阪城天守閣の眺めに配慮し、大阪の象徴的な眺望景観を創出する」としています。

臨海景観形成区域では、「ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成」をめざします。

河川景観配慮ゾーンでは、「水辺の印象的な顔づくりを行う」こととしております。

それぞれのエリアにおける景観形成基準につきましては、各景観形成方針に基づき、資料の２ページ以降にございますように、対象となる建築物や工作物の外壁、色彩、付属設備、植栽など、項目ごとの基準の充実を図っています。

４ページ以降には、夜間景観に関連した内容もとりまとめております。

続きまして、資料１－２をご覧ください。

これまで説明しました内容を反映したものが資料１－２「大阪市景観計画（素案）」となります。

赤字部分が今回の変更点になります。

４ページをご覧ください。

こちらは、「景観計画の位置付け」の中に、新たに大阪市景観読本の位置付けの記載を盛り込んでいます。具体的には「都市景観条例及び景観計画の基づく協議、届出の手続等の解説を記載し、景観計画を補完する位置付けとして、大阪市景観読本を作成しています。」としております。

続きまして、６ページをご覧ください。

第２章の１で、地勢、都市基盤といった要素ごとの景観の特徴を示しており、７ページ以降に大阪城等の記載を充実しております。

続きまして２２、２３ページをご覧ください。

光景観の創出につきまして、大阪における歴史的な経過や現在の取組を充実しております。

続きまして２８、２９ページをご覧ください。

眺望景観・夜間景観の特性を新たに盛り込んでおります。

５２ページをご覧ください。

こちらは、視点場の設定の具体例など、眺望景観・夜間景観の形成に向けた考え方を新たに盛り込んでいます。

現在お示ししております景観計画素案については、今後パブリックコメントなど必要な手続を行い、年度内の変更をめざしてまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

ご審議よろしくお願いします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

昨年度、都市景観委員会として行いました大阪らしい眺望・夜間景観の提言を踏まえた景観計画の変更素案ということで、変更概要及び景観計画の変更箇所につきまして説明をしていただきました。

この件に関しましては、景観形成推進方策検討部会で回を重ね検討してまいったものでございます。部会の委員から何か不足があれば、後ほどご意見頂戴できればと思います。

特に景観形成方針や基準などの具体的な変更箇所に関しまして、何かご意見をいただければと思います。パブコメをこれから実施しますので、書き方等とも含めまして、何かお気付きの点がありましたらご意見いただければと思います。

では、どなたからでも結構ですのでご意見お願いします。いかがでしょうか。

○嘉名委員

自分も議論に参加させていただいてきたので、まとまっているものと理解はしています。

眺望景観については、全国各地でいろんな事例が出てきています。大阪の場合はどちらかというと、視点場と視対象との関係みたいなものを明らかにして、特に視対象が大事なものとして、それを眺める視点場を位置付けていこうというのが大きな考え方と思っています。

例えば神戸はそれを角度にして、具体的な基準にしているという方法があるのですが、大阪はどちらかというと、そこまではせずに、まず視対象との関係性を明らかにするとい

うことがアプローチになっていると思います。今後、運用していく中で、より具体的にという話はあると思います。

それから、別添の新技術に対応した景観協議の枠組みの件です。これも部会で検討をしてきていますが、例えば、この資料でいうとメディアファサードの件です。ご承知のとおり、メディアファサードなど、どんどん新しい技術が登場してきているということが一つあります。これは、広告物について、景観のコントロールでは基本的に今まで点滅するものはだめという基準を根拠に、そういうのはやめてくださいというのが基本的な考え方だったと思います。ただ、点滅するというのも、もともとは、電飾のようなものがビカビカ光るみたいなことを前提につくられていた制度でありまして、恐らくこういうメディアファサードみたいなものを念頭に置いた基準ではないということだろうと思います。

したがって、どんどん新しい技術が出てくるのは当然なので、こういう新しい技術に対応した枠組みをつくっていくというのが、非常に重要だろうというふうに思います。

その一方で、例えば、今は道路空間の再編なども実は起きていて、歩道空間に、例えば広告、エリアマネジメント団体が広告を置くみたいなことや、それから路上とは言えませんが、民地でも例えばセットバックした空間にオープンカフェができたりしていて、そこに例えば広告物とか地上に何か物を置くみたいなことも恐らく起きてくるようになってきていて、今まで都市景観というと建築面の指導が主になっていて、建物に付随するものの景観をコントロールするというようなものがベースですが、それも難しくなってきていて、新しい枠組みというものが背景として求められてきているように思います。

さらに言うと、そういうことを考えていくと、地域の人たちがどう考えているか、地域の人たちがどういう景観を目指しているのかみたいなことも含めて、地域の人との対話というものも求められている時期になってきているというふうに思っています。

行政が何か、こういうものを対象にしますというと、何か規制をするのではないかというようなニュアンスが出ると思うのですが、今回は景観協議の枠組みと書いていただいていますけれども、基本的には都心の非常に重要な景観形成をこれまでもやってきた地区でやっていく。それから重点も対象になってくる。これから非常に重要な景観形成をしていくエリアで、こういうことをやられる場合にということなので、禁止です、オーケーですということよりは、よりよい景観を創っていくには、あるいは大阪を代表していく景観を創っていくには、どんな方法があるか、どうすればもっとよくなるかというような、創造的にいい景観をめざすための協議というふうに位置付けていただければと思います。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

今後また新しい技術が生まれ、広告とそうではないものとの境界のものが出てくると思われますので、条例以外のもので、この新技術に対応したというフレームの中で、将来的にはもっと分かれていくのではないかと思っております。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

広告を含まないプロジェクションマッピングという記載をしておりますが、今の要綱を見てみますと、広告を含むプロジェクションマッピングについては、現在の自治体等の関係の要綱の中に位置づけておりますが、広告を含む、含まないで、今現時点では分けておりますけれども、先生がおっしゃられていますように、新しいさまざまな動きがありますので、大きな考え方、景観計画の変更を行って、どう運用するかについては、要綱の中でどう位置づけるかとかいうことは議論させていただければと思っております。

それから、お手元の資料綴の９番に、現行の景観読本がございます。主要な視点場を、前回と前々回と委員会でご議論いただいて、１－１９ページには大阪城２１ページには中之島、１－２２ページにベイエリアの具体的に視点場・視対象を記載させていただいておりまして、１－２２ページであれば、ベイエリアの視対象・視点場、右上の表に記載ございますように、配慮すべき貴重な資源としまして、例えばコスモスクエアからの視点場の場合ですと、夕日や港大橋、野鳥園、臨港緑地といった形で具体的に視点場・視対象を示して、実際に景観誘導を行っていきたいと思っております。また具体的にどう誘導していくかというのは、これからいろいろ新たな技術も出てきますので、いい事例なども、ここに盛り込んでいきたいと考えております。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見お願いいたします。

○松岡委員

資料１－２の５２ページの眺望景観のところで、大阪らしい眺望景観の典型的な３つの眺めというので、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めですが、前回も橋爪委員長からご指摘があったと思いますが、移動しながら視点場が連続的にあって、視対象も

それに応じて変化する、若しくは、それをずっと見ながら、移動していくというような、そういった視点場の設定もここに含まれているのか。読本のほうにあるのか、若しくは、４つ目があるのか。何となくそういうものも新たに、そこは見つけて委ねるというやり方もありますし、そういう既にある視点場をつなげていくという意識も重要というふうに思います。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

大阪市景観読本のｉ－２１ページに、中之島の視点場があります。例えば右側の資料で言いますと、②⑥とかいうのは代表的な場所で、例えば②は八軒家浜、⑥は中之島通で、代表的な点を視点場として設定しています。そこをどう評価するかというのは議論はありますけれども、この通り上であれば、ある程度動くところも含めて、景観を意識してほしいという思いで、代表的な視点も挙げています。ｉ－２２ページのベイエリアで言いますと、代表的な視点場というと、船からの見え方というのを重視したいと思っておりまして、⑥⑦は、船上からの視点場で、ある程度、船からの動く視点も意識して誘導していくべきだと思っています。ただ実際に事業があった場合、協議の中で、どのように誘導していくかとかいうのは、また部会等でご議論いただければと思っているところでございます。

○橋爪委員長

ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○福原委員

細かいことですが、資料１－１の大阪を代表するエリアの範囲という色分けの図についての印象ですが、ベイエリアの表記が紫色で表記されて、範囲が広くて、船の上からというのもあるので海も含まれるというのはわかるのですが、内陸部のところまで入っていて、例えば大川、安治川というところは川沿いのところになっていたり、大阪城は、まさに大阪城の近辺になっていたり、そういう表記と比べると、範囲が広いというふうに思いました。最初は海の上をどこまで行くのかと思ったりもしたのですが、船からというので、理解したのですけれども、例えばベイエリアというときの海岸沿いのところに限るというふうにしたほうが、ベイエリアという観点がわかりやすいのではないかという感想をもちました。

以上でございます。

○橋爪委員長

事務局、説明をお願いします。

○事務局（泉）

我々もその部分は悩みながら、どこに設定するか議論もしましたが、臨海形成区域の場所を確定するということは、現実的に厳しいところもあります。そこで、眺望景観・夜間景観の観点から、船上など主要な視点場・視対象を読本でも示していることも考慮しながら、エリアを明確に特定しないような表現にしております。なお、このエリアは、大規模建築物や面的整備の事業が対象となりますので、ある程度大きな事業を対象に、事例をどんどん協議してモデル事例をつくっていくことが重要と思いまして、このエリアからとりあえず進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○福原委員

はい、承知しました。

○橋爪委員長

臨海景観形成区域というのがあって、それをベイエリアと言いかえている形になっていますが、なぜベイエリアにしているのか。臨海景観形成区域という概念と、ベイエリアという言葉の定義のし直しが必要かどうかというのは、部会でも少し意見交換をしたところですが、臨海とベイエリアの使い方について、事務局いかがでしょうか。

○事務局（泉）

現行の景観計画では臨海景観形成区域という表現を使ってきた経過はあるので、そこを尊重した形で今は継承しておりまます。

また、整理させていただきます。

○橋爪委員長

色合いも工夫いただきたい。

○事務局（泉）

色合いは工夫したいと思います。

○橋爪委員長

あと一つ、この資料の図で上町と都心も色分けされていますが、凡例がないので、初めて見た人はわかりにくいので、凡例にない色は消していただいたほうがいい。

では、長町委員お願いします。

○長町委員

部会に出させていただいてきました眺望景観・夜間景観は、とても完成度が上がってよいように思います。

意見は、この新技術の枠組みの別添資料の件ですけれども、これから進めていくということで非常に大事なジャンルだと思うのですが、前向きに検討をしていく、よりレベルの高い新しい技術がどんどん大阪の景観を形成してくれるようにという願いを込めてやっていくことだと思います。それで、協議の仕組みをつくるという話と協議体をつくるという話の２つを前提にされていると思うのですけれども、その２つとも非常に難しくて、１つは協議の仕組みを、建築系のジャンル全体に言えるのですけれども、二次元の紙の協議に限界がきていると思います。実は、普通の建築の協議の場面でも少し感じているところで、今やいろんな都市デザインにかかわるもの、建築にかかわるものは、プロポーザルはＣＧだったり、デジタルメディアで評価されたり応募されたりしているジャンルです。そういう意味でいくと、いきなり景観協定などで専門家が協議するときにコピーでやると、よくわからないみたいなことがありますので、せっかくなので、これを機会に協議のメディアそのものもご検討されていくといいのではないかと思います。特にこのジャンルはほとんどが映像表現で、動画だったりＣＧの連続だったり、最低でもそういうビジュアル情報によって評価していくということになるのですけれども、紙に焼いた瞬間に違うことになるので、デジタルメディアで評価をしていくということのウォーミングアップをされたらどうでしょうかというのが１つです。

もう１つは、このジャンルとその周辺ジャンルも含めてですけれども、どんな人でも当たり前に常識として知識があるジャンルでなくなっていると思います。技術的にも文化的にも。そういう意味で多くの人が、トレーニングが必要な新ジャンルですから、定期的に何か学識なり庁内の方々の教育、啓蒙活動をして、必要なレベルがどんなものかというのをアップデートしていく。知るだけでアップデートしていけると思いますので、勉強会等をきちんと開いて、公・民全ての関係者がレベルアップできるようにするというのがよろしいのではないかと思います。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

どういったものを提出していただくか、これから何を対象にするかも含めて、引き続き議論をさせていただければありがたいと思っております。

また、情報がどんどんアップデートしますので、新しい情報をしっかりと共有できるようなことも含めて、合わせて考えさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○橋爪委員長

デンマークでスマートライティングの実験場を見てきましたけども、毎年新しいのが出てくる分野なので、そういうのも必要だと思われます。

ほかいかがでしょうか。

お願いします。

○岡田委員

ありがとうございました。

資料１－２の２８ページのところですが、眺望景観のランドマークの眺めのところで、一定の距離から象徴的にランドマークを望むことができるということですが、ランドマークのもう一つの特徴として、さまざまな場所から見えるというのがあると思いますので、視点場が複数あるというのが一つ条件と思うのですけれども、そこら辺をご検討いただければと思いました。

それから、夜間景観のほうですけれども、こちら１番から４番まで、一応並列で並んではいますけれども、恐らく、空間の捉え方のスケールで検討されているところだと思うのですが、単体があって、それから三休橋筋みたいな、ちょっと引いた空間があり、最後は中之島の夜景のようにパノラマで、大空間としての夜景の捉え方だと思いますので、そういう順番で並べていただいたほうがいいと思います。水辺のあかりのほうが、反射光ということで特例なのかもしれませんけれども。

それから、これは、外に出されると思いますので、写真は非常に洗練されていますけども、唯一、三休橋筋の夜景が結構ぶれていましたので、三脚を使って撮っていただければと思いました。

以上です。

○事務局（泉）

三休橋筋の写真は見直ししたいと思います。ありがとうございました。

あと、夜間景観の順番ですが、どちらかというと、広い概念から整理した経過がございます。

○事務局（杉山）

夜間景観につきましては、実は基準のほうには、主要な視点場、眺望の観点も踏まえて、そういったところから俯瞰するとか、水辺のあかりについても、反射光ですけれども、見通す眺めとも関連しているようなところからの整理でいくと、このような経過になっていますけれども、いただいた意見で、再度改めて検討をしたいと思います。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○加我委員

方策部会で一緒に議論をさせていただきましたので、努めて議題はうまくまとまっていると思ってございます。

あと一点、景観をつくっていく上で、この眺望景観を緑側から議論できたのが非常に重要なことだったと思っています。緑化に努めるということで、まずは緑量を増やしていくということが求められるのですけれども、一方で、生育管理がうまくいってなくて、眺望ポイントに行ったのに邪魔しているのが緑だった。これは今回の眺望ポイントだけでなく、全国各地の観光の眺望ポイントに行かれますと感じられることも多くあろうかと思うのですけれども、緑が邪魔してしまってというようなことが多くありますので、今回、眺望ということを保全できるように、緑の適切な配置ということが書かれているのは非常にいいことだと思っています。

しかし一方で、この緑化に努めるということでいきますと、より初期の段階で、植えることだけが重要ではなくて、緑化に努めて、緑化というのはその後に維持管理、育成管理があってということだと思いますので、それを努めるということを継続的に誘導していただければと思います。

御堂筋の見通す眺めを見ていただきますと、右手のイチョウは非常に面積が多くて緑量が豊かですが、左手のイチョウが弱っている。これは、土壌条件もありますし、その後の生育管理もありますし、植え替えもありますというようなことでいくと、やっぱり緑は変化をしていくものですので、初期段階でなく、その後の維持管理の重要性も改めて、気付きましたので、緑化に努めるということを初期だけでなく、継続的にやっていただいて景観を整えられたらいいと思っています。

○長町委員

今の先生のお話を受けて、私もちょっと思っていることがあるのですけれども、公園の

方と道路の方と都市計画の方と観光の方と、行政の部局もいろいろあって、それぞれがそれぞれの目的に向かって進められていると思うのですけども、例えば景観的にあるいは観光的に大切な緑があるとして、余りにも強剪定をして、景観的にも観光的にも台なしみたいなことが起きていると感じます。そういう意味で何か連絡会議というか、そういう主要な緑をどう扱うべきかというのが、先ほど眺望景観の問題だったり観光だったり、そういう視点で緑を非常に重要視しているということが、緑のところに伝わってないのではないかと思います。そういう議論も伝わってない可能性もあるし、そういうことを、本件をもとに共有し合う仕組みというのがつくれないのかと非常に感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（泉）

おっしゃられました関係部局の連携は非常に大事だと思います。今回の変更についても、各局の担当の方とは、この間も調整をさせていただいております。また、本日の会議にもご出席もいただいておりますので、引き続き、しっかりと連携していきたいと思っております。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

ほかにもご意見あるかと思いますが、時間もありますので一旦ここで切らせていただきます。

本日出席いただいております関係部局の方のご意見も頂戴したいと思っております。

今も、緑の話がありましたが、まず初めに大阪城公園の景観形成についてであります。今回、大阪城天守閣を中心とした眺望景観形成が重要であるということで部会において検討を進めてまいりましたが、一方、現在、大阪城公園は特別史跡大阪城跡整備基本計画の策定に向けて検討されているとお聞きしております。

先ほどの緑と眺望の関係性などもございましたので、大阪城公園の景観につきまして、現在の取組並びに今後の方向性について合田部長に発言をお願いしたいと思います。

○合田建設局公園緑化部長

建設局公園緑化部長の合田です。

まず大阪城のことを先にお話しさせていただいた後、景観と公園の緑の維持管理についてもふれさせていただければと思ってございます。

今、橋爪先生からありましたように、大阪城公園は特別史跡であり、大阪城公園として

大阪を代表する公園でありますので、緑と歴史資産が一体となった風格ある景観形成を目指して、この間、整備・維持管理に努めてきてございます。

過去には、平成２５年３月に特別史跡大阪城跡の保存活用計画を、文化庁の指導のもと策定してございまして、その中でも景観行政について、特に視点場という観点で、天守閣がどこから見えるかというのを、大阪の景観まちづくりという視点でふれさせていただいてございます。保存活用計画に定めた整備方針に基づいて、大阪城公園の改編改修をやってきておりますが、その結果の一つとしては、近年で言いますと、大阪城天守閣本丸広場では、かねてよりあった売店等が歴史的資産の本質的価値に関係ないものとして撤去する方針が出ていたのですけれども、この夏前にようやく完了しまして、天守閣前広場は、まだ完成ではございませんけれど、昔の形に近くなってきているという実績もございます。

あと今後の話といたしましては、今もお話がありましたように、保存整備計画策定に向けて、経済戦略局、観光施策をしている分野と教育委員会、文化財行政をしているところとともに、現在策定に向けて作業をしてございます。

その作業の視点としましては、大阪城公園につきましては、やっぱり多くの方がこれだけ観光、インバウンドを含めて訪れられている状況を考えますと、近中景をどうしていくか、重要な文化財等もございますし、石垣という大きな資産価値もございます。それをどう見せていくかという話と、引き続き、遠景として視点場から天守閣、櫓等がどう見えるかというようなことを盛り込んだ検討をさせていただいてございます。

大阪城公園につきましては、今非常にインバウンドで景気がいいので、内外からたくさんの方が来られている現状も踏まえますと、今後より一層、この歴史的文化的価値、本質的価値が何にあるのかということを踏まえた上で、景観行政をやっていかなければならないという認識で検討を進めてございます。

大阪城については以上でございます。

あと、緑が景観や観光という視点でなかなか配慮された維持管理ができていないというところに関しては、私も非常に反省すべきところがございまして、甘んじてそのご意見は受けざるを得ない部分はあるかと思ってございます。その分については、決して連携が取れていないわけではなく、大阪の緑については戦後間もなくから非常にたくさん増やしてくる中で、どう今後、緑を守り育てていくかというのは過渡期にきているのも現状でございます。そういう過渡期で今後の方針を出すにおきましては、観光の視点や景観の視点、そういうものを踏まえてどうあるべきかというのを今、まさに一生懸命考えている時期で

ございますので、引き続き連携を取りながらやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

次に、今回、ベイエリアについての景観施策を充実するということで、この内容に関連します施策及び変更点に係るご意見など、港湾局のお考えをお聞きしたいと思います。

港湾局、友田課長お願いいたします。

○友田港湾局営業推進室開発調整課長

港湾局開発調整課長の友田でございます。

ベイエリアについてですけれども、平成２９年８月に大阪府経済界と一緒になって夢洲まちづくり構想というものを取りまとめしまして、夢洲についてはご存じのとおり、物流だけでなく、これから国際観光拠点を目指していこうとしているところです。この夢洲というのは非常に中心的な土地利用の場所になっていくのですけれども、この間、この会議でも何回も出ていますが、２０２５年の万博も決定して、夢洲の北側の護岸に新たな船着場を設けることも今、検討をしているところでございます。そこに万博開催時には関西空港のほか、市内とのアクセス航路といったものも見込まれるところでございます。引き続き統合型リゾート、ＩＲの誘致も進められていますけれども、いずれにしましても、この水上アクセスということを継続させていくためにも、船から見た景観、さらには船から見た夜間景観というものは、当然求められてくると思っております。

今回の景観計画の変更におきまして、そういったベイエリアに着目していただいて、また大川、安治川も、含めて夜間景観について盛り込んでいただいているのは非常に意味があることと考えております。

海沿い、川沿いにつきましては、港湾局が所有する建築物、施設もたくさんありますので、自らそういった景観づくりをしていかないといけないところもありますけれども、引き続き、情報交換等させていただいて進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

続きまして、御堂筋に関しまして、これまで、まちなみ形成の取組によって、大阪らし

い眺望景観が形成されてまいりました。御堂筋の景観形成の観点に関しまして、建設局の正垣課長、お願いいたします。

○正垣建設局企画課長

建設局の企画課長をしております正垣です。よろしくお願いいたします。

今ありました御堂筋についてでございますが、３月にもご報告させていただきましたとおり、御堂筋の道路空間デザイン指針というのを取りまとめてございます。３月にはデザイン指針の案というのを作成しておりまして、４月以降、有識者の方と庁内関係部署、警察等への意見照会をしまして、まさに意見集約をしているところでございます。意見を踏まえまして、その後の指針の案というのを、一部修正作業を現在しているところで、若干作業が遅れぎみなのが申し訳ないのですが、取りまとめて、できるだけ早期に公表していきたいと思っております。またご指導、よろしくお願いいたします。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

ほかにもご意見を伺いたいところでありますが、時間も限られておりますので、先へ進めたいと思います。

本日、案に関するご意見をいろいろいただきまして、特に大きな修正の要望はなかったと思いますが、三休橋筋の写真など、少し差しかえるべきだというご意見等ございましたので、対応いただいた上で、最終的に修正内容は私の方で確認させていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ご異議がないということですので、このあと微修正の上、パブリックコメント等の手続きを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員会としての意見を取りまとめましたので、冒頭にもご挨拶いただきましたが、景観施策に関しまして、改めて角田局長のお考えを伺いたいと思います。

お願いいたします。

○事務局（角田）

どうもありがとうございます。

いろいろご意見をいただきまして、またこの間、作成にあたりまして部会等で大変長時

間ご議論をいただきまして、合わせてお礼申し上げたいと思います。

冒頭にも申し上げましたけれども、本当にこれからいろいろなところで、プロジェクトが起こっていく中で、こういう取りまとめを言っていただいたことは、タイミング的にはぎりぎりという印象を受けているところでありまして、あと５年間で相当のことが動きますので、今日いただいたご意見も含めて早急に取りまとめて、これをベースに景観誘導をやっていきたいと思っています。

特にベイエリアが、今日はご議論もいただいたところですけれども、先ほど港湾局がクルーズの話、船着場をつくるということ、今後恐らくそうなると思っています。そうすると、その見え方というのを改めて問われるときがくる。特に夢洲につきましては、ご承知のようにプロジェクトが動いていくであろうと思いますし、２５年には万博がきて、それもどう見えていくのか、非常に重要な点になる。それと万博が半年で終わった後というのも何がしかの動きが出てまいります。そういったところで、今日のこの取りまとめが活きてくとる期待をしております。

それと新技術ですけれど、少し橋爪先生からもありましたが、メディアファサードあるいは、以前から言われているデジタルサイネージといったところがどう位置づけられて、どのような世の中の流れになっていくのか、想像できない部分があるので、また専門的な知識や情報を委員会の先生方からいただいて、活かせるところは、反映していかないといけないと思っています。それもできるだけ時機を失さないように。毎年この更新をしていくというのも大変ですけれども、少しずつでもいいので反映できればと思います。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

さまざまなデバイスとの連携やホログラムの利活用など、いろいろな演出手法が今後出てくると思われますので、新技術が出るたびに、前に進めるように変更できればと思います。

あともう一点、今回、川筋で大阪城を入れて東西軸が面までつながった。従来、余り東西軸の景観の意識は強くはなかったと思います。今回かなり強調されている感があります。ただ中之島沿いだけですが、今後、ほかの川筋もまた議論になる時期がくるかもわかりませんので、引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは議題（２）都市景観資源の登録候補案について、ご説明お願いいたします。

○事務局（泉）

議題（２）都市景観資源登録候補案について説明いたします。

資料２、「都市景観資源の登録候補案について」をご覧ください。

平成２９年９月及び平成３０年６月に全区役所に対しまして追加登録の意向を照会しましたところ、８件の推薦がございました。

都市景観資源部会委員により、今年の６月１３日に現地調査をまず実施しました。

現地調査での評価・コメント等を踏まえまして、８月１３日に資源部会の委員にご審議を賜りまして、認知性、美観性、地域性、歴史・文化性などの評価規準をもとに、都市景観資源としてふさわしいかどうかをご審議いただき、結果７件について最終候補といたしております。

物件番号１番から順にご説明させていただきます。プロジェクターで、それぞれの物件の写真を映しますので合わせてご覧いただければと存じます。

まず物件番号１番です。こちらにつきましては、デザイン及び色彩については、周辺の景観と調和しているとは言い難いなどの理由で、登録候補外としております。

物件番号２番です。周辺の景観に溶け込み、親しまれてきた路面電車が走る風景は、認知性、地域性、歴史・文化性を有しており、登録候補としております。

物件番号３番です。本殿部分が一段高くなる社殿の構成は、この地域ならではのものであり、大阪市指定保存樹とともに複数の巨樹が生育している光景は、歴史・文化性とともに美観性を有しており、登録候補としております。

物件番号４番です。地域コミュニティ活動の場として親しまれ、また先ほどの物件番号３番の神社同様、本殿部分が一段高くなる社殿の構成は、この地域ならではのものであり、認知性、歴史・文化性を有しており、登録候補としております。

物件番号５番です。周辺地域における貴重なパブリックスペースを有しており、神事のほか、新たなイベントの場として活用され、地域性と認知性を有しており、登録候補としております。

物件番号６番です。大阪湾を広く見渡せる貴重な視点場であり、夕日や夜景を眺める環境として美観性を有しており、登録候補としております。

物件番号７番です。真田丸顕彰碑など、歴史的な事実に基づき、かつてのイメージを共有しながら景観を整備し、市民のまちあるきコースに設定されるなど、歴史・文化性や地域性を有しており、登録候補としております。

物件番号８番です。都心部には稀有な伝統的な蔵の集積する風景をもち、「天満蔵めぐ

りマップ」を作成するなど、既に活用も進んでおり、歴史・文化性及び地域性を有しており、登録候補としております。

今回の審議結果につきましては以上でございます。

なお、部会で判断しがたいものがあれば、委員会でのご審議をお願いしていたところでございましたが、本日の物件は全て部会において候補の選定まで行うことができました。本日の委員会におきましてご承認をいただければ、今後、所有者への意向確認など、登録に向けた手続きを進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。この件に関しましては部会で議論をいただいておりますので、岡田部会長から不足などありましたらお願いいたします。

○岡田委員

丸になったものに関しては特に大きな議論はなく、ほぼ全会一致で決まったものが多いのですけれども、７番の真田丸に関しましては、真田丸自身が現存しませんので、その点ちょっとどうかという意見はあったのですが、真田丸の地形も残っておりますし、文脈が十分読み取れる。それから市民の方々が、まち歩きコースに組み込んでおられ、地域の方々の熱意があるということで、丸にしてあります。

それから１番に関しましては、もったいなかったという感じも個人的にする部分もあるのですけれども、地域との調和ということを重視するか、あるいは、いわゆる国電時代の老舗というもので、こういうカラーリングになったという史実を考えれば、むしろ調和してないことが、この真実性というか、本物の国電をモデルにした建物であるということは、拾えるところだという議論もあるかもしれませんけれども、今の段階では、そういう指針は確立しておりませんので、今回はバツとなりました。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

○長町委員

真田丸は、碑など地域の方々で整備されたのですか。民間ですか、公共ですか。

○事務局（泉）

推薦された区役所だったはずですが、これらの資源を活用して地域ではまち歩きのイベントもされています。このように面で捉えている景観資源も非常に大事だと考えております。

○長町委員

本件は、そういう意味で、丸でよいと思いますし、全然異論はないのですが、こういう、今は無いけれどもつくったというのは、特に観光で、いろんな町に関わっておりますと、次々に新しく何かつくったりする。これがコマーシャリズムでつくられる民間の物も中にはあるので、この辺の判断を、景観資源とみなしていくのであれば、何か決めておくというか、心構えが要るではと思います。

ますます、そういう歴史的なものの価値が全般として認められがちで、日本全体が歴史的なものをよしとして、過去ほど、何でも新しい方がいいと思ってないというところがみそですけれども、そういう意味でいくと、ちょっと要注意と思います。本件はいいと思います。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

全く歴史的な文脈もなく、新たにつくったものに関しては、ご指摘のように資源とはなかなか言えない。ただ真田丸のところは、曲輪のところが少し高くなっていて、そこが寺地にかわっている。もともとあった本質的な景観がそこにある。本件は地形が明らかなので景観資源ということで問題ないと思います。

ほか何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご意見頂戴いたしましたが、都市景観資源の審議結果については、ご異論はないということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ではご異論がないということで、登録に向けた手続きについて引き続きよろしくお願いをいたします。

では議題の３番目に入りたいと思います。

地域景観づくり推進団体の認定についてでございます。審議対象となるのは「道修町まちづくり協議会」からの申請でございます。

本日出席いただいております嘉名委員につきましては、当協議会のアドバイザーをされていることから、関係者となりますので、これらの審議には退出いただくということでお願いをいたします。

○橋爪委員長

では、議題（３）の地域景観づくり推進団体の認定について説明をお願いいたします。

○事務局（杉山）

それでは、議題（３）地域景観づくり推進団体の認定について、説明いたします。

本議案は、都市景観条例第３６条第４項の規定に基づきまして、公正かつ適正な認定を行うため、当該団体の活動内容や活動区域が、良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる内容、区域となっているかについて、専門的見地から委員会に意見をいただくものでございます。

まず、「地域景観づくり制度の概要」についてご説明いたします。

資料最後ですが、参考資料３－２をご参照ください。

地域景観づくり協定制度につきましては、地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を行うもので、平成２９年１０月に施行した都市景観条例で定めた制度でございます。

資料に示した「地域景観づくりの推進イメージ」のとおり、地域の役割としては、まず「景観づくりの活動団体を設立」し、「ルールづくり」を行い、そして「ルールを策定」しまして、その「ルールを運用」するといったものでございます。

市の役割としましては、「団体」及び「ルール」の認定を行うほか、「ルールづくり」や「ルールの運用」の際に、下の表に示しておりますとおり、専門家の派遣や活動費の助成といった支援を行うものでございます。

地域ルールの取組イメージ例として、資料右側のとおり、建築物の１階の用途や、屋外広告物に関するルール等を想定しております。また、下に示しておりますとおり、ルール認定後には、協定締結対象区域での建築行為等があった際に、事業者に対して地域景観づくり推進団体への意見聴取を義務づけるものでございます。

なお、この制度を進めるにあたりましては、団体の認定時、ルールづくりの際の専門家派遣時、そしてルールの認定時におきまして、条例や要綱の規定に基づき、あらかじめ都市景観委員会の意見を聴く仕組みとしております。

今回、一つ手前の資料でございますが、参考資料３－１のとおり、団体認定請求書の提

出がございましたものについて、「地域景観づくり推進団体の認定請求の概要」、また「認定に係る要件」及び「協議会の取組内容」を説明いたします。

それでは資料３－１をご参照ください。

今回、地域景観づくり推進団体の認定を請求された団体の名称は、「道修町まちづくり協議会」でございます。

同協議会は、さまざまな主体が集まり、行政等と連携・協働してまちづくりを推し進める組織として、２０１５年９月に発足された団体で、道修町地区（道修町１丁目から４丁目）を対象とした区域内に、土地・建物などを所有する者、居住する者、本会の目的に賛同する個人等から構成されております。

活動区域、地域のルールづくりを行う区域につきましては、道修町２丁目、３丁目の道修町通沿道区域とされ、資料の地図上、赤枠線で囲んだ範囲でございます。

活動の目的につきましては、くすりのまちの歴史と発展の舞台となってきた「道修町通」を「ひとに優しい賑わいのあるみち」としてさらに発展させ、ひいては、道修町全体の、さらなるブランドと価値向上を図るとされております。

この目的の達成のために、協議会設立のきっかけともなりました無電中化や道路整備を契機に、船場後退部や建物前空地等の民地の「余白しつらえ」を中心に、その活用方法やまちにふさわしい工作物、建築物のデザイン（色彩と照明）等を景観ルールとして設定し、運用することを活動の内容とされております。

活動の計画として、今年度から自主ルール案策定のための検討を進められ、令和３年度には地権者の合意を得た上で、地域景観づくり協定を締結し、運用することを目指されております。

次に資料３－２「地域景観づくり推進団体の認定」をご覧ください。

資料左側に、都市景観条例第３６条第３項各号に規定している認定要件を、右側に、それぞれに対する道修町まちづくり協議会の取組内容を示しております。

主なものを説明いたします。

（１）「活動の主たる目的が良好な都市景観の保全及び創出であること」に対して、協議会規約第３条におきまして、「対象区域の良好な都市景観の保全及び創出に取り組む」を活動の目的とされております。なお、協議会規約については、資料３－３として添付しておりますのでご参照ください。

資料３－２、認定要件（２）「活動の区域が良好な都市景観の形成を図るために相当と

認められる広さ及び地域的一体性を有していること」に対しまして、「御堂筋から堺筋（約５００ｍ）までの道修町通沿道、沿道建物の総数は５３」のエリアを対象とされております。

（５）「活動区域内の土地の所有者等に対して活動内容を周知し、意見を聴くこと、また相当と認められる程度以上の賛同を得ていること」に対しまして、右側にございますが、土地所有者等に『まちづくり瓦版』を配付して活動内容を周知するとともに、説明会を開催して活動内容に係る意見を聴き、活動の区域内に所在する建物総数（５３）の２分の１以上となる３５の賛同を得られています。

なお参考となりますが、請求日時点より賛同数が増えまして、１０月２３日時点で４０の賛同という状況でございます。

説明の冒頭に申し上げましたが、当団体の活動内容や活動区域等について、ご意見をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

当該団体の活動内容や活動区域が、良好な都市景観の形成を図るために適切かということなど、専門的見地からご意見をいただければと思います。ご質問でも結構ですので何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見がないようでございましたら、この場で認定をすることに関しましてご異議なしということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では委員会としましては、認定することに異議なしとさせていただきます。

ありがとうございます。

では、最後の議題、４番目でございます。その他についてでありますが、アドバイザー派遣につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（杉山）

それでは、議題（４）についてご説明いたします。

その他の議題につきましては内容が３点ございまして、まず先ほどの議題（３）でご意見いただきました推進団体認定後のアドバイザー派遣についてご説明いたします。

資料４－１を御参照ください。

本議案は、議題（３）の参考資料３－１でご説明しましたが、要綱の規定に基づき、派遣するアドバイザーが団体の活動をサポートするにあたり、適任かどうかについて委員会に意見を聴くものでございます。

なお、地域景観づくりアドバイザーにつきましては、平成２９年１０月の都市景観条例の改正施行後に、登録者の募集を行いまして４社・１１名が登録されております。登録された地域景観づくりアドバイザーの経歴書につきましては、都市景観委員会資料綴に、こちらのブルーのファイルの６番につづっておりますので、合わせてご参照いただければと存じます。

それでは資料４－１「地域景観づくりアドバイザーの派遣」をご覧ください。

申請者は道修町まちづくり協議会でございまして、推進団体として認定されれば、地域景観づくりアドバイザーの派遣を受けたい意向であることから、推進団体の認定請求時に、後ろにつけております参考資料４のとおり、『地域景観づくりアドバイザー派遣申請書案』を提出いただいています。

派遣の希望として、令和元年１２月１日から令和２年３月３１日までを派遣期間とし、地域景観づくり協定の素案の作成に関して、指導及び助言を受けるというものでございます。なお、今年度の事業計画として、検討体制の整備、地域景観づくり協定（素案）の検討を予定されております。

次に、派遣を希望する地域景観アドバイザーは、登録番号２９－２、株式会社地域計画建築研究所　大阪事務所の坂井氏でございます。坂井氏について、主な業績を「道修町まちづくり協議会のまちづくりルール策定支援」と挙げられ、こちらは平成２８年度に、同協議会から発注された業務でございますが、当該業務を初め、景観面の取組実績が多い等という理由で希望されております。

当団体のアドバイザーとして適切であるかにつきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ご意見あればお願いいたします。

○松岡委員

少し伺いたいのですけれども、今回の認定請求の件で、派遣されるアドバイザーの方は、この２丁目、３丁目の新たな目的のためにアドバイスをするということですか。

○事務局（杉山）

そのとおりでございます。

○松岡委員

それ以外のことはしないのですね。つまり、この会そのものに対して。団体が１丁目から４丁目まで入っていて、２丁目と３丁目が活動区域になっているということで。

○事務局（杉山）

はい。

○松岡委員

アドバイスとか、どんなふうに、どこを範囲になされるのかというのがちょっと分からない。

○事務局（杉山）

今回の協議会の組織自体は、資料３－１でもご説明しましたとおり、１丁目から４丁目ですけれど、今回２丁目、３丁目の沿道区域を対象に、まず景観づくり協定を検討されたいということです。アドバイスをいただくのも、この２丁目、３丁目の区域を対象としたまちづくりルールについてアドバイスをいただくというものでございます。

○橋爪委員長

アドバイスの範囲は、まちづくり全般まで含めてご意見いただくような形になるのでしょうか。

○事務局（杉山）

基本的には、まちづくりルールが景観にかかわるものでございますので、景観に関してアドバイスをいただくものです。

○橋爪委員長

ほか何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ほかにご意見がないということですので、事務局とアドバイザーで、今後の進め方をよく協議いただきたいと思います。

特に希望されているアドバイザーを派遣することに関しまして反対意見はなかったと思いますので、委員会としては異議なしということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ありがとうございます。

委員会として派遣することに異議なしとさせていただきます。

では嘉名委員に戻っていただいて、その他案件でございますが、部会活動報告、今後の予定等について説明をお願いいたします。

○事務局（杉山）

それでは、各部会の開催状況と今後の予定について説明いたします。

資料４－２をご参照ください。

昨年度末３月の第５６回委員会以降に開催した部会の開催状況を記載しております。

まず、都市景観資源検討部会でございます。

議題（２）で審議いただいた都市景観資源候補の現地調査、審査のほか、昨年度に引き続き、景観重要建造物、樹木の指定に向けて指定候補の抽出に係る検討を行っております。

昨年度末の委員会でもご説明しましたが、指定候補については都市景観資源の中から選定することとしております。

具体的には大阪の景観を先導する資源という視点で、「象徴性」という観点に基づき、登録文化財といった景観に係る他制度等で指定された物件の抽出に加えまして、景観計画に基づく施策展開として、重点届出区域や、議題（１）で審議いただいた眺望・夜間景観を重点的に進める３つのエリア内の物件を抽出する等、絞り込みの検討を行っております。

次に、デザイン部会でございます。

５月、７月、９月と計３回開催しまして、大規模面的整備の対象となる建築物の検討書等に係る審議、また議題（１）で説明しました新技術、「メディアファサード等への対応」について検討を進めました。

大規模面的整備等の審議対象件数につきましては、資料中に記載しておりますが、１案件につき、検討書の提出時と、提出時に部会として意見した内容に対する回答時の件数で

あり重複がございます。案件数としては５件に対する審議を行っております。

最後に、景観形成推進方策部会でございます。

６月、７月、９月と計３回開催し、議題（１）の景観計画変更素案を中心に検討を行っております。

続きまして、資料４－３、今後の委員会及び部会の予定でございます。

１月に都市景観委員会を開催し、景観計画の変更（案）を審議いただく予定でございます。

また、都市景観資源検討部会及びデザイン部会を記載のとおり開催する予定としております。デザイン部会のところで一つ資料に間違いがございまして、第１０回は２０２０年１月ごろということでよろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

部会活動報告と今後の予定でございます。

部会長から何か補足等、本日諮られておりますこと以外でもありましたら、お願いいたします。

岡田部会長、何かありますでしょうか。

○岡田委員

都市景観資源検討部会では、景観重要建造物・樹木の指定候補が、既存の都市景観資源の中から選ぶということになっておりますので、都市景観資源そのものを、少し充実させていくということが必要だと思っています。第１回が平成１６年で、１５年ほどたっておりますので、一部の区においては、新しい景観資源が既に追加で出てきているというのもありますし、それから、この１５年間の間で、また新しい景観の見方というものも出てきていると思いますので、今回も追加登録の候補が挙がっておりましたけれども、そちらのほうも並走して、常に候補そのものを充実させていくということも必要だと思っています。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では、嘉名部会長お願いします。

○嘉名委員

デザイン部会は、先ほど局長からもお話がありましたけれど、かなり案件が増えていまして、これはこれで大阪にとっては喜ばしいことだとは思うのですが、そういう意味では１個１個をかなり充実してご意見いただくような形にしていくには、ひょっとすると回数が増えていくかもしれないので、先生方には少しご迷惑をおかけするかもしれませんが、事業者の方も真摯に対応していただいているとは思うのですけれども、何分数が多いので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、メディアファサードの件は、先ほど長町先生からもご意見をいただきましたが、いろいろありますので、この都市景観委員会の委員の先生方からも適宜ご意見いただく機会を設けながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

部会に関しまして、ほかの委員の皆様から何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、各部会におきましては、ご負担をおかけいたしますが、今後ともよろしくお願いします。

また、本日の議題（１）に関しまして、景観計画の変更手続きを進めていくということで、来年１月早々から委員会を開催いたしますので、皆様方よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。

進行を事務局にお返しをいたします。

○事務局（杉山）

本日は貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして第５７回大阪市都市景観委員会は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員